

公開日: 2022/02/03 (掲載号: No.455)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第53話】「遁脱犯と重加算税」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第53話】

「遁脱犯と重加算税」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「・・・何を・・・読んでいるのですか？」

昼食後、浅田調査官は、中尾統括官の傍らにやって来る。

「うーん・・・」

中尾統括官は、新聞を見ながら渋い顔をしている。

東京地検特捜部は〇〇大学理事長の▲▲容疑者（74）を所得税法違反の疑いで逮捕した。約7万人の学生数を誇る日本最大のマンモス校、〇〇大学の中核について司直の手が伸びた。東京地検特捜部は、大学の本部、そして最高権力者である▲▲理事長の自宅などを背任容疑の関係先として家宅搜索した。

「脱税事件ですか・・・」

浅田調査官は、中尾統括官が手にしている新聞を覗く。

「これって・・・理事長の自宅で1億円以上の現金が発見されたと報道されていたのですが・・・」

中尾統括官は、軽く頷く。

「大学の関連業者らから受け取ったリベート収入を除外するなどして、2018年と2020年の所得、約1億1,800万円を隠蔽し、約5,200万円の所得税を免れたとして起訴されたということなのだが・・・」

「凄い金額ですね・・・しかも、家宅捜査で現金そのものが見つかったことから、脱税の言い逃れは難しいですね」

浅田調査官は、少し興奮して、新聞記事を読む。

「所得税法違反となっているけれど・・・所得税法238条1項に該当するということですか？」

浅田調査官は、傍らにある税務六法を捲りながら、条文を読む。

偽りその他不正の行為により、第120条第1項第3号（確定所得申告）に規定する所得税の額、若しくは第172条第1項第1号若しくは第2項第1号に規定する所得税の額につき所得税を免れ、又は第142条第2項の規定による所得税の還付を受けた者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（下線：筆者）

「・・・これは、通脱犯ともいわれ、納税義務者又は徴収納付義務者が、偽りその他不正の行為により租税を免れ、又は還付を受けたことを構成要件とする典型的な犯罪だよ」

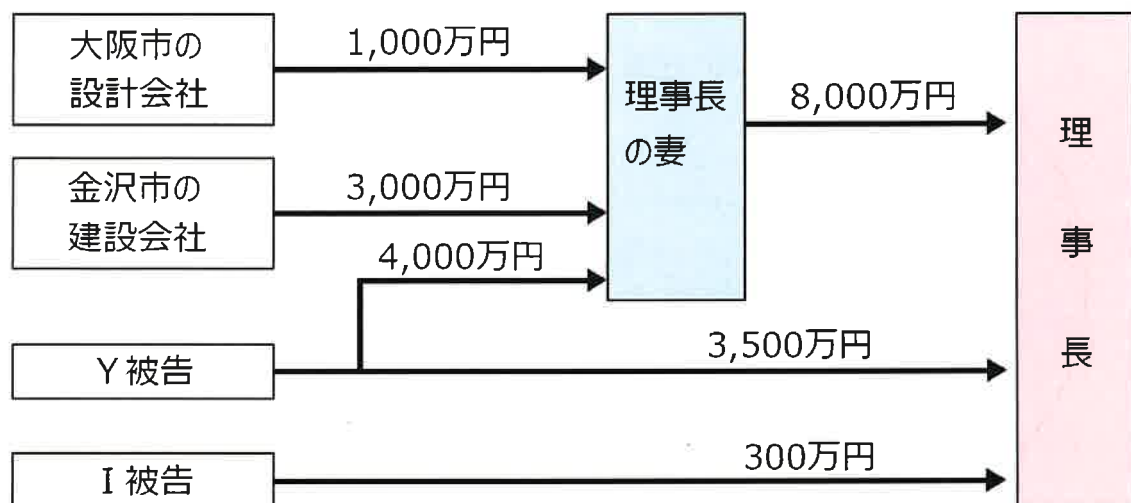
中尾統括官は、厳しい表情で説明を続ける。

「・・・この・・・偽りその他不正の行為とは・・・最高裁昭和42年11月8日判決では・・・遁脱の意図をもって、その手段として税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるような何らかの偽計その他の工作を行うこと・・・と述べている」

中尾統括官は、再び、新聞記事に目を向ける。

「当初は・・・妻に全てを任せていて、自分はそのカネの受取りについては、知らない」と理事長は供述していたらしいが・・・」

新聞記事では、現金の流れは、おおよそ、次のように説明されている。



「・・・でも、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金というのは少し重くはありませんか・・・」

浅田調査官は、中尾統括官を見る。

「そんなことはないだろう・・・今回の理事長の脱税金額は、1億1,800万円で、それだけの金額を納税者として申告しなかったのだから・・・」

中尾統括官は、慚然と答える。

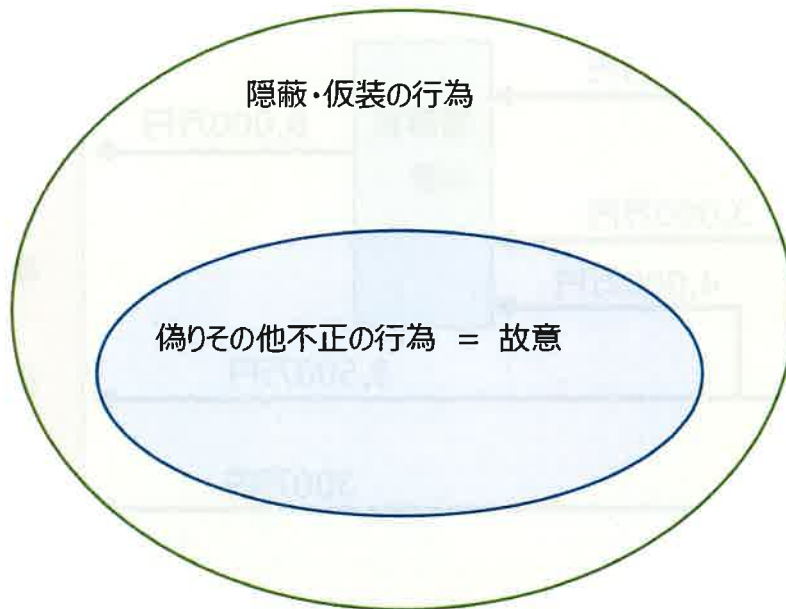
「ところで・・・この事件では・・・これだけ巨額な脱税ですから、重加算税も当然、賦課決定されているでしょう・・・もっとも、重加算税については・・・偽りその他不正の行為ではなく、隠蔽・仮装が課税要件になっています・・・これって、どう違うのですか？」

浅田調査官は、頭を掻きながら、訊ねる。

「なかなか良い質問だ」

中尾統括官は、ニコニコしながら答える。

「・・・解釈論としては・・・通脱犯の場合、『故意』がその過少申告自体に必要であるのに対して、重加算税の場合、隠蔽・偽装の行為の認識で足りるという考え方がある・・・この考え方を採るならば、重加算税の課税要件の方が、通脱犯のそれよりも広いと解することが可能になる・・・もちろん、両者は、重複する部分が多いが・・・」
中尾統括官は、机の上にある罫紙に簡単な図を描く。



「そして、そのように解釈する方が、通脱犯に対する罰則が、行為の反社会性、反道徳性に着目して、厳格に課税要件が適用されることから妥当なように思う・・・もっとも、異なる考え方もあるが・・・」

そう言い終わると、中尾統括官は、新聞を畳んで、ポンと机上に置く。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』は、不定期の掲載となります。